

二一世紀に向けての日本の被害者対策論

——わが国の被害者実態調査および諸外国の現状認識を踏まえて——

諸 澤 英 道

- 一 はじめに
- 二 被害者のニーズとサポート・サービス (Victim Support Service)
- 三 危機介入 (Crisis Intervention) と危機応答 (Crisis Response) ——警察活動とボランティア——
- 四 被害にかかわる各機関の連携 ——紹介 (Referral) ——
- 五 被害者援助ボランティアの養成および関連機関スタッフの教育
- 六 司法手続きにおける被害者の地位
- 七 被害影響の陳述 (Victim Impact Statement)
- 八 加害者による被害弁償 (Restitution)
- 九 国家による被害補償 (Compensation)
- 十 まとめ

一 はじめに

今、多くの被害者字者の関心は、被害の原因論から対策論へと移りつつある。

被害者学は、一九四八年のハンス・フォン・ヘンティッヒ著「犯罪者とその被害者」⁽¹⁾以来、ひたすら、被害者を「犯罪原因究明の一翼を担う者」と位置づけ、結果に対する被害者の役割に、多くの関心を向けて来た。初期の被害者学において、一部「被害者学は被害者に酷な学問である」と言った誤解が生まれたのも、その一端を物語っている。

しかし、一九八〇年代以降、人々の被害者についての関心は、徐々に対策論へと移って来た。特に、一九八五年九月の国連犯罪防止会議および同年十一月の国連総会において「犯罪被害者および権限濫用の被害者のための司法の基本原則宣言 Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power」(通称、被害者の人権宣言⁽²⁾)が採択されてからは、被害者研究のさまざまな場面で(被害化要因に関する研究においてさえ)対策論が活発になった。

もちろん、被害者の地位の問題性について論じたものは、古くからあった。たとえば、J・ベンサム(Jeremy Bentham)は、いち早く、被害者が犯罪者と比べて、極めて劣悪な状態にあることを指摘しており、また、一九世紀後半には、イタリア実証学派のR・ガロファロ(Raffaele Garofalo)やE・フェリー(Enrico Ferri)が、被害者に対する金銭的な補償を提案していた。現在の被害者補償制度の導入には、一九五〇年代から六〇年代にかけてイギリスを中心として起こった被害者運動の影響が大きかったが、その火付け役は、イギリスのM・フライ(Margery Fry)の主張による「被害者のための正義(Justice for Victims)」であった。このようにして、学問としての被害者学の発展と、被害者運動に支えられて、「被害者の権利」についての関心が高まることになった。

ところで、如何なる対策論・政策論も、問題となっている現実についての正確な認識と法律および制度についての正しい理解、そして関連する問題に関する諸外国の状況についての豊富な情報ないし知識がなければ、意義のある議論にはなりえない。その意味で、対策論・政策論を展開するに当たっては、まず科学的な調査を実施することが必要となり、そして、法律や制度についての国内外の豊富な知識をもっている必要がある。

このような問題意識の下に、犯罪被害者実態調査研究会（犯罪被害救援基金委託、代表・宮澤浩一）では、一九九二～九四年の三カ年に、「重傷害被害者調査（A調査と言う）」「給付金受給遺族調査（B調査と言う）」「財産犯被害者調査（C調査と言う）」「実務家調査（D調査と言う）」の四種類の調査を実施した。⁽³⁾ 本稿の対策論が「日本の」対策論であることから、以下では、これらの実証データを元に、論を進めることにする。

二 被害者のニーズとサポート・サービス (Victim Support Service)

被害者のニーズは、通常、かなり多岐に亙る。そのようなさまざまなニーズは、一体、どのようにして解決しているのだろうか。

被害から立ち直るために被害者が求める助けは、諸外国でも千差万別であると言われている。⁽⁴⁾ 被害によって、被害者は、物質的のみならず精神的にも多大のダメージを受け、また、予定していたさまざまなことが実行不可能になる。窓ガラスが壊れ、ハンドバックが血で染まり、ベットに餌を与えることを忘れ、免許の書き換えに行く時間がとれなくなり等等、被害者のニーズを類型化することさえ難しい。

しかし、被害者がもっているさまざまなニーズは、日本ではなかなか表面に出て来ない。多くの被害者は、自分の要望に関して口を閉ざしてしまうようである。それは、日本には「被害者の権利」などといった意識はほとんど存在せず、まして、被害者援助のための制度もボランティア組織もないことが一因になっていると思われる。この点について、一九九三年に実施した犯罪被害者実態調査のA調査・B調査は、実によく物語っている。

すなわち、それによると、重傷害被害者が望んでいた援助は、多い順に「警察へ通報してくれること」(七三・九%)、「救急車をふくむ病院の手配」(五八・七%)、「とりあえずの介護や救護」(五八・三%)、「身の安全をまもってもらうこと」

（五〇・九％）であり、死亡事件の遺族では「警察へ通報してくれること」（五三・一％）、「葬儀の準備や世話」（四六・五％）、「救急車をふくむ病院の手配」（四四・五％）、「とりあえずの相談相手」（四二・〇％）であった。

警察への通報とか救急車や病院の手配などは、近代国家では、当然満たされていなければならない、ニーズ以前の問題であるが、日本では、このようなことさえ満たされていないということであろうか。あるいは、人々は、それ以上の要望と期待を持つことを贅沢であると考えているのであろうか。「その日の食事」（重傷害一〇・六％、遺族一六・三％）、「寝る場所の確保」（重傷害一一・五％、遺族二二・六％）、「家族や職場などへの連絡」（重傷害四三・六％、遺族三五・五％）、「ペットの世話」（重傷害四・一％、遺族五・三％）などへのニーズは、予想以上に少なかった。

加えて、遺族の場合は、深刻な精神的被害を受けていて（六二・六％）、葬儀の準備に煩わされる人が多く、精神面の支援やなぐさめを求めている被害者が多い（三九・二％）。日本の遺族は、事件後、葬儀のことで思い煩わされ、その後、加害者およびその代理人の誠意のなさや裁判などでの「責任転嫁」の主張に煩わされることになる。葬儀を世間並に出すとなると、互助会の世話にでもならないかぎり、通常二〇〇万円（葬儀会社一〇〇万円、寺院四〇万円、その他会席など六〇万円）かかると言われている（犯罪被害給付金の一申請者当たり受給平均額二九万円にほぼ匹敵する）。我々一般人にとっては、あまりにも負担が大きい。そればかりではない。家族の死という極めてショッキングな事件に遭遇して、しかも事件後一週間で、葬儀のことを考える精神的余裕は、我々にはない。

わが国の遺族は、事件後、時間の経過によって、相手方（加害者）に対する感情を好転出来ずにいる場合が多い。B調査の分析によると、「相手とかかわりたくない」と「相手の気持ちも分かるような気がする」の二項目については、事件後三年経った段階でも変化が見られず、「相手に仕返しをしたい」「相手がにくい」「相手を許そうと思う」「相手に恐怖感をもつ」について、辛うじて好転しているだけである。その原因は、インタビュー調査などによって、「相手が示談や和解に積極的でない」「相手のその後についての情報が、警察からも検察からも得られない」「相手の刑罰が

軽すぎる」の三点に集中していることが分っている。

このような被害者に対し、近年、諸外国では、被害者を援助ないし支援する組織が充実して来た。イギリスの「全英被害者支援協会(National Association of Victim Support Schemes)」アメリカの「全米被害者センター(National Victim Center)」および「全米被害者援助機構(National Organization for Victim Assistance)」ドイツの「白く環(Welker Ring)」オーストラリアの「犯罪被害者サービス(Victim of Crime Service Inc.)」および「被害者サポートサークル(Victim Support Service)」フランスの「全仏被害者援助・仲裁機構(Institut National D'aide Aux Victimes Et De Mediation)」スコットランドの「スコットランド被害者支援協会(Scottish Association of Victim Support Schemes)」など、世界中には「サービス」「援助」「支援」などの名を冠したさまざまな組織が存在する。

各国の被害者サポート・サービスは、国公立のものあり、民間のボランティアによるものあり、半官半民のものあり、国公立で作ってその後民間に委譲されたものありと、さまざまである。また、各国の実状を見ると、これらの方式の内の複数のものが共存していることが多い。特に、ボランティアによるサービスが機能している国は、国連犯罪防止会議の調査によると、一九九五年二月現在で確認されているものは、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、フィンランド、フランス、ガーナ、ドイツ、ギリシャ、オランダ、ニュージーランド、アメリカなど二一カ国である。各国のサポート・サービス機関で行なっているサービス・プログラムを見ると、「情報提供」「紹介」「危機介入」「カウンセリング」「法廷へのエスコート・サービス」「被害者の衝撃に関する陳述書(Victim Impact Statement)作成の助言ないし代行」「被害補償(Victim Compensation)の請求事務代行」等など、さまざまである。

立ち直りのための援助として、被害直後の諸々の問題が一段落した後、元の生活に戻るための援助が必要となる。ケガを治し、壊れた家や物を直し、職場や学校へ復帰し、精神的なショックやストレスを癒すためのカウンセリングを行うなど、その範囲は、「被害直後の援助」と同様広範囲にわたる。この過程が適切に行われないと、PTSD(心

的外傷後ストレス障害」に代表される「三次被害(Tertiary Victimization)」の問題へと発展する。また、被害者補償制度も、金銭によるものではあるが、この「立ち直りのための援助」の一環であると位置付けることができる。

三 危機介入(Crisis Intervention)と危機応答(Crisis Response)

——警察活動とボランティア——

被害者のヘルプ(助けを求める声)に対して、家族はもちろんのこと、親戚・近隣・友人・知人・同僚・社会の人々・公的社会的機関が、速やかに応答する必要がある。個人レベルの応答は、人々の意識の問題であり、被害者についての正しい理解を促すための啓蒙が必要となる。他方、公的社会的機関として、警察などの司法・行政機関や民間のボランティア組織が有効に動かなければならないが、そのための教育は、わが国ではほとんど進んでいない。

訴え易い環境づくりに関して、諸外国では、警察に被害者係をつくることが進んでいる。わが国の例で言えば、各自治体に消費者苦情を扱う「消費生活センター」があり、役場に「市民相談窓口」があるように、警察署に被害者の相談を受け付ける「被害者係」が必要であろう。この被害者係は、捜査の対象になるかとか、公判維持ができるかなどを考えているようでは困る。そうではなくて、いろいろな被害者のいろいろな相談が持ち込まれるような機構にし、警察の業務を越える部分については、関係機関に紹介したり、連絡をとりあって対処するようなものでなければならぬ。現在の相談窓口や「・・・一〇番」の類いを整理して、総ての警察署に被害者サポートの部署をつくり、担当警察官を張り付け、派出所・交番・駐在所の業務の中に、被害者へのサポートを加えることも考えられる。一九九五年一二月にまとめられた「警察の今後の被害者対策について」では、被害者連絡担当係の設置構想が示されているが、もっと積極的な取組みができないものであろうか。

少年が関係する事件では、警察活動の在り方は大きな問題である。犯罪や非行を行った少年自体、そのような人間に育てられたという点で「被害者性」をもっている。加えて、少年非行にあっては、「少年が加害者であるか被害者であるか明らかでない」「加害少年がかつて被害を受けていた」「被害少年がかつて加害行為をしていた」「グループのボスによって加害行為に加わることを強いられていた」などのケースが混在し、白黒つけ難い例が多い。その意味で、警察機構も加害・被害の両方を扱える形である必要がある。一九九六年四月から少年課の業務に「被害少年の保護」が加わるのは、一歩前進である⁽⁶⁾。

また、性的被害など、女性が訴えにくいケースを想定して「女性による、女性のための警察署」をつくっている国もある。わが国でも、捜査に関してはあるが、一九九三年に大阪で「ライト・ウィングズ」がスタートした。その後、神奈川・宮城にも同様の組織が出来て、実績を上げつつある。わが国では、捜査についての豊富な経験をもつ女性警察官が少ないので、完全に「女性だけで」という訳にはいかないようであるが、それも時間の問題であり、将来、すべての都道府県に「女性捜査隊」が出来ることが期待される。埼玉県では女性警察官による「痴漢被害相談所」を設けて効果をあげている。犯罪捜査だけでなく性的被害全般に対応できる警察機構が望まれるだけに、今後の動向を見守りたい。

被害者に対する支援ないし援助については、現在、多くの国で多くのプログラムが動いている。また、その運営の仕方は、国が自ら行うものあり、民間のボランティア機関が請け負っているものあり、半官半民で運営されているものありと、さまざまである。

そのような中で、今、最も注目されているプログラムとして「危機応答(Crisis Response)」ないし「危機介入(Crisis Intervention)」のプログラムがある。それは、被害を受けた直後の諸々の問題を解決し、援助をするための介入を言う。被害によってもたらされる問題は人によって異なり、かなり広範囲に亘る。また、周囲の人々や組織との関係な

どのいわゆる社会的問題に限らず、精神的・心理的問題も大きい。その意味で、この介入ないし応答は、警察などの公的機関より、民間によるボランティアベースの機関の方が、よく機能すると言われている。あらかじめ介入のメニューを用意するのではなく、被害者のニーズには、極力すべてに応答する必要があるからである。

被害者が一般に遭遇する問題としては、前節でも述べたとおり、平常心の取り戻し、家族・知人・友人とのコンタクト、スケジュールの変更、食事や泊まる場所の確保、病院への付き添い、捜査機関やマスコミへの対応、現場の片付け、職場や学校との連絡、葬儀の準備などがある。これらのニーズをフォローするためには、民間ボランティアが警察の協力の下に行っていく必要がある。

四 被害にかかわる各機関の連携——紹介(Referral)——

被害者の権利を実現する第一ステップとして、被害者が警察などの司法機関に訴え易い環境をつくることと、訴えられた事案が、関係各機関の間でスムーズにリレーされることが必要である。医療や行政の現場での「たらい回し」が問題になることがあるが、被害者問題も、まさに同じ次元にある。

被害者紹介制度は、最近俄かに注目されるようになった制度の一つである。被害者への支援・援助が速やかに、かつ効果的に行われるためには、関係機関の連携が必要となる。この紹介は、いろいろな機関同士で行われるが、特に、警察と被害者サポート・サービス機関との間では重要となる。そのやり方は、国によっていろいろあるが、一般的なものとして、警察と被害者サポート・サービス機関の間で、紹介に関する一定の合意をつくっておき、それに基づいて、警察は、サポート・サービスが必要と思われるケースを、定期的にサポート・サービス機関に連絡するものである。アメリカやオーストラリアの幾つかの州で行われている「紹介」について言えば、「事件の分類」「事件の場所」

「事件の概要」「被害者からの申し立ての詳細」「被害者の性別」「被害者の年齢」「警察のとった対応」などの項目が含まれた書式があり、事件毎にこの書式に則って記入し、サポート・サービス機関へ定期的に送信している。

紹介を受けた機関では、その内容に応じて、速やかに担当者を決め、その担当者が被害者と接触し、被害者にどのような権利があり、どのようなサービスを受けられるかを説明することになる。「被害者の権利」の確立に伴って、それを被害者に伝えるのは、いつ、誰によってするのが適切かが、しばしば問題となるが、警察だけでなく、被害者サポート・サービス機関も、その一翼を担うべきであろう。

被害関係各機関の間の「紹介」を円滑に行うには、警察などの行政・司法機関より、信頼される民間の機関の方が有効である。警察・病院・弁護士事務所・地方自治体の担当者・児童相談所・消費生活センターなどの機関相互間の「紹介」を、サポート・サービス機関が中心になってネットワーク化し、定期的に連絡協議会のような場をもつことが望まれる。官主導型ではなく、民間主導型のネットワークが望まれる所以である。

五 被害者援助ボランティアの養成および関連機関スタッフの教育

被害者の立ち直りのための援助として注目されているのは、訓練を受けたスタッフによる危機介入、カウンセリングおよびリハビリテーションである。被害者およびその家族は、我々一般人が予想する以上に、否、それをはるかに越えて、精神的に傷ついている。特に、被害者が死亡した事件における遺族の精神的障害は深刻で、たとえば、B調査でも、「一生回復できないほどである」と答えた遺族は、全体の約三分の二にあたる六二・六％であった。

被害者の立ち直りのためには、国家の制度だけでなく周囲の人々の理解ある態度も必要となる。被害者は被害を契機に社会から孤立して行くことが多く、この傾向は、わが国では特に強いように思われる。近所の人々との接触を断

ち、しばしば引越しをして音信不通になる者もある。その意味で、人々に対する啓蒙と警察官など担当者の教育が重要となろう。

被害者にかかわる各機関のスタッフの教育も、今、各国が真剣に取り組んでいる主要な課題である。被害者の権利を確かなものにするためには、人々の啓蒙もさることながら、担当者の教育は必要不可欠である。この教育は、機関全体の意識を変えて行くという意味で、外部の専門家に委ねるのが一般的であり、民間の被害者サポートサービス機関が請け負っている場合が多い。

被害者に対する相談(カウンセリングを含む)と支援は、精神医学や臨床心理学の専門家のみが行うものではない(もちろん、専門家でなければ出来ない部分もある)。被害者が立ち直るためには、たとえば、国家が金銭などの面で、また一般人が相談や支援などの面で支えているということが重要となる。被害者が国家や社会から孤立していないという実感である。国連犯罪防止会議の「被害者の人権宣言」が、被害者に対して「人々が同情と尊敬の念をもって接すること」を求めている趣旨もここにある。

ボランティアによる相談・支援態勢をつくるためには、そのための養成講座が必要になる。一九九五年七月に日本で初めて発足した「水戸被害者援助センター」⁽⁷⁾では、一年間九〇時間の養成講座を置き、常時数十名の受講者を受け入れている。ここでは、被害者の社会的状況と心理状態・被害者の権利・諸外国での被害者援助の実態・カウンセリングの実務などについての、演習・実習を含む大々的なカリキュラムが組まれている。全国各地でこの講座が開かれ、被害者援助についての正しい理解をする人々が増えることが期待される。

民間ボランティアによる被害者援助活動が活発な国として、イギリス・ニュージーランド・アメリカなどがある。その中でも、特に、一九七四年に組織されたイギリスの全英被害者支援協会とアメリカの全米被害者援助機構は、共に二〇年の歴史を持ち、一万人以上のトレーニングを受けたボランティアを擁し、一千を超える支援プログラムを開

発して、活発に機能していると言う。日本にも、いずれこのような状況が出来ることを期待したい。

六 司法手続きにおける被害者の地位

司法・行政制度を通じて行われる事件解決は、法律など国の制度上認められた範囲で、かつ認められた方法で行われる被害回復策でもある。事件解決の手続きは、民事法ないし刑事法の手続きに則って行われることになるが、特に、刑事手続きにおける被害者の地位は、従来ほとんど考慮されていなかった。事件の解決は、国家刑罰権だけの問題ではない。被害者にも処罰を求める権利があるのではないかという、いわゆる「被害者の裁判への参加権」を主張する理論が支持されつつある。

刑事司法制度における被害者の地位については、歴史的に三つの制度があると言われている。⁽⁸⁾ その一は、北ヨーロッパおよび東ヨーロッパの制度であり、被害者は伝統的に訴訟遂行に関与する権利を持っている。つまり、市民に刑事手続きにおける請求権を認めている。その二は、フランス法に基礎をおく刑事司法制度であり、被害者は訴訟手続きにおいて損害賠償請求権者であり、市民に刑事手続きに関与する権利を認めていない。その三は、コモローの国々で、被害者の役割は伝統的に証人の役割に限られている。

このような「被害者の法的地位」の確立の問題は、さらに裁判を迅速かつ快適に進めるために、被害者にどのような環境を保障すべきかといった問題へと発展することになる。多くの国で検討の対象になっている被害者のためのシステムとして、たとえば、「手続きについての知る権利」「刑事手続きへ参加する権利」「被害者に対する国選弁護」「事件の迅速な処理」「出廷手続きの代行」「出廷時のオリエンテーション」「被害者のための安全な待合室」「待機システム」「法廷へのエスコート」「証人費用の援助」「雇用関係の保護」「証人探し」「脅迫の防止」などがある。なお、

これらは、通常、「被害者の権利章典 Victim Bills of Rights」や「被害者憲章 Victim's Charter」などに原則が謳われ、関係手続き法に明記されている。

被害者の地位に関して難しい問題として、検察官の考えと被害者の主張の調整を、どのようにとるかといった問題がある。被害者と公衆の代表者としての検察の間に、起訴や量刑などについて、意見の違いが出たとき、いずれの考えを優先するのが問題になる。実際、現行制度において、検察の不起訴処分被害者側が不満を感じているケースは多い。このような中で、私人訴追制度の見直しを求める声も、高まっている。

また、被害者にとっての大きな問題として、「刑事裁判による二次被害(Secondary Victimization)」の回避の問題があげられる。刑事裁判では、殊に、性犯罪や詐欺の被害者を保護する必要性が、強く指摘されて来た。公開の法廷で、被告人や弁護人からプライバシーにかかわる質問を受けるなどして、精神的に傷つくという事態(二次被害)を回避すべきである、といった問題である。

被害者およびその家族たちの司法制度に対する不満の多くは、「裁判の経過と結果について知らせてもらえない」「被告・弁護側から責任逃れしない被害者に対する責任転嫁が行われ、被害者が死亡している場合は、反論することもできない」というものである。

もっとも、加害者に関する情報を被害者に伝えることがよいのか否かについては、微妙な問題がある。A調査・B調査の分析によると、加害者側の処分や判決の結果について知れば知るほど、被害者は被害感情を悪化させている⁽⁹⁾。その原因は、日本における処分や判決が余りにも軽いことにあるのであるが、かと言って、知らせない方が回復が早いとも言えないようである。

他方、わが国の刑事裁判を見ると、多くのケースで、弁護側は、被告人の刑事責任能力の欠如を主張するか、被害者側の落ち度を指摘して、被告人の刑を軽減しようとする。被告人の罪を逃れたいという心情はよく分かるし、当然

の行動と理解できるのであるが、被害者の心情を考えれば、そこに某かのルールが必要だと思われる。

七 被害影響の陳述 (Victim Impact Statement)

被害者が司法手続きの場で被害の状況とその影響を主張する一つの方法として、被害影響の陳述が注目されている。一般に、この陳述は、被害者が苦しんでいる侵害の内容・程度、それによって被ったダメージ、被害者が受けた影響などについて詳しく述べるものである。通常、文書を提出して行うが、口頭で述べることを認めている例もある。また、この陳述書を作成するに当たって、被害者サポート・サービスなどの機関が手伝いをすることが多い。

国連の「被害者の人権宣言」では、司法手続きへのアクセスを被害者の権利の大事な部分として位置付けている。しかし、すべての被害者が法廷に出ることを希望している訳ではない。むしろ、加害者と顔を会わせることに抵抗を感じている被害者も多く、他方で、法廷に出たくとも時間その他の制約があって出られない被害者もいる。このように中で、被害者の被害影響に関する陳述書は、司法の場で被害者が意見を述べる方法として、極めて有効と思われる。被害影響の陳述書をどのように使い、どのくらい尊重するかについては、国によって扱いが異なる。それは、その国の刑事司法制度の基本原則によるところが大きい。特に、被害者の裁判への直接的参加を認めないとか、制限するような法制では、特に重視すべきであるということになる。被害者やその家族の裁判に対する大きな不満の一つに「裁判では、有罪無罪を決するために必要なことしか聞いてもらえない」というのがある。被害によって生活がどう変わり、加害者にどのような感情をもっているかを、法廷で述べたいと思っている被害者は多い。そのような機会を与えることは、被害者の立ち直りに大きく貢献すると言われており、わが国の司法制度上検討する価値は充分にある。

八 加害者による被害弁償 (Restitution)

被害弁償 (Restitution) の命令は、民事法上の賠償が十分に機能していないことから、その考え方を刑事手続きに取り込もうとするもので、被害補償 (Compensation) と並んで、今や被害者政策の二大切り札となっている。Restitution は、本来「原状回復」の意味であり、刑事法上の責任が認定された加害者に対して、刑事制裁として、被害回復のために必要な金銭を負担させるものである。民事法上の「損害賠償」と区別して「被害弁償」と訳する。

被害弁償は、民事上の損害賠償を刑事上の制度として取り入れた点で、損害賠償との類似点が多いが、他方で、その内容および手続きが異なる。それは、損害賠償と違って、迷惑を掛けたことに対する謝罪の意味と被害を元の状態に戻すための諸々の費用を含む。

他方、被害弁償と被害補償の違いは、被害弁償が裁判所による加害者に対する命令として行われるもので、制裁の色彩を強くもっているのに対し、被害補償は国家の責任で、しかも国家の金で行う。また、通常、被害弁償は裁判において有罪が認められた場合を原則にするのに対し、被害補償は、原則として有罪・無罪とは関係がない。被害を受けたという事実と、その事が自らの責任で引き起こされたものではないということの証明さえあればよいとされている。その意味で、わが国の「犯罪被害者等給付金支給」制度は、諸外国でいわゆる「被害補償」制度と言われているものとは、かなり違ったものになっている。

被害弁償制度を取り入れる国は、最近急激に増えている。国連犯罪防止会議の調査によると、一九九五年二月一五日までに回答のあった四一カ国中約八割の国で導入されており、その対象も、財産などの返還について三〇カ国、苦痛や損失の弁償について二六カ国などとなっている。諸外国の動向を見ると、被害者への弁償を条件に刑の執行を停止する国が多く、オーストリア・ベルギー・カナダ・デンマークなど二一カ国ある。その多くは、選択的ではあ

でも、被害弁償を他の刑罰に先立って言い渡せる制裁と位置付けている。また、フランスでは、プロベーションの期間を被害者への弁償のための期間としてとらえ、プロベーションサービス係が、被害弁償が完全に実施されたかどうかをモニターしている。ドイツのある調査によると、刑が執行されたケースの約一〇%は、被害弁償を条件にしている。⁽¹⁰⁾

被害弁償命令を独立した制裁としている国も、イギリス・ギリシャ・アイルランドなど九カ国ある。オランダでは、裁判所は、弁償額より一五%高い罰金刑を言い渡し、弁償が支払われれば、この罰金刑は停止されることになっている。

他方、被害弁償とは違って、加害者の被害者に対する賠償を確実にするための制度も、いろいろ工夫されている。

この賠償には、当然、盗んだものを返し、損失や損害を補填し、肉体的ないし精神的障害に対して金銭を支払うことが含まれるが、世界被害者学会の一九八四年統一見解では、このほかに、被害者に対するサービスを行い、懲罰的損害賠償金(Punitive Damages)を支払うことも含まれるべきであるとしている。

このような問題に関しては、最近、一部の国で、刑事裁判と民事裁判の融合が検討されている。すなわち、刑事裁判で有罪となった場合は、同時に(または、引き続き)民事裁判上の損害賠償の言い渡しをするというものである。わが国のかつての附帯私訴は、この一種である。現在、わが国では、刑事事件において損害賠償を請求して民事裁判を起すことは極めて少なく、また、起こした場合に周囲から非難されることも、めずらしくない。その意味で、刑事と民事の壁を取り払う価値は充分にある。

世界被害者学会の一九八四年の統一見解は、これらの賠償を確実にするために、民事訴訟を容易にし、刑事裁判で有罪になった犯罪者に対して、(できれば同じ裁判官が)速やかに民事上の賠償を言い渡すべきであるとしている。まさに、刑事裁判と民事裁判の融合である。国連の「被害者の人権宣言」も、「加害者から被害者およびその家族・被扶養

者に対してなされる賠償には、財産の返還・損害の弁償・各種のサービス・被害回復に要した費用などが含まれる」[各国にある、調停・仲裁・和解などの紛争解決の手段や慣行を、加害者から被害者への賠償や救済を容易にするために、フルに活用すべきである]「刑事罰に代えて賠償を行わせることを認める法律・規則の制定や改正をすべきである」としている。

九 国家による被害補償 (Compensation)

犯罪被害者に国が金銭的な補償をすべきであるという考えは、一九六〇年代にイギリス圏の国々で始まった。すなわち、一九六四年にニュージーランドとイギリスが犯罪被害者補償法を制定し、一九六五年以降、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、北アイルランド、ノルウェー、ポーランド、スコットランド、スウェーデン、アメリカ合衆国、オーストラリア、スイス、日本、韓国、キューバ、オマーン、フィリピン、ルーマニア、ヨルダン、コロンビア、ペルーなどの国が制度化した。

被害者補償制度の本質については、イギリス・アメリカ・カナダなどの「人道的な理由による恩恵」とするもの、フランスなどの「社会の共同連帯」とするもの、ドイツなどの「国が一定の責務を負う」とするものがある。しかし、日本の制度は、補償法ではなく、給付金支給法という名称が示すように、考え方において諸外国の制度と若干異なる。日本の制度の性格は、国や社会の責務としての補償と言うより、生活が苦しくなったことに対する社会保障の性格と保険の性格を合わせ持ったもので、見舞金であり、子供が死亡した場合は、一種の慰謝料の性格を持つことになる。従って、加害者側から弁償等の金銭の支払いがあった場合は、一旦受給した給付金を返還しなければならないことに

なる。

一九九三年に実施した犯罪被害者実態調査によると、給付金額について「多かった」と感じた遺族は七・三％にすぎず、逆に「少なかった」と感じた遺族は四五・二％であった。また、給付金によって加害者に対する気持ちが「好転した」者は三・六％であり、「変化しなかった」者は九四・四％にものぼる。更に、その効果については、「経済的に助かった」者が「どちらかというと思う」を入れて六九・〇％いた反面、「犯人を許す気になった」者が一・八％、「気持ちが楽になった」者が一九・六％であり、他方、「不快だった」者が一六・〇％、「みじめになった」者が三〇・三％もいた。

各国の補償制度は、一〇年前あるいは二〇年前と比べて、はるかに充実したものになっている。翻って、わが国の現状を見たとき、死亡事件における遺族を中心に、年間約二〇〇人に、三〇〇万円程度の給付を行っている制度でいいのだろうかと疑問になる。労働災害保険など、その他の社会保障制度との関係があり、諸外国の制度をそのまま真似ることは出来ないが、少なくとも、現在の「労働災害補償から漏れたものを補う」ような制度には、大いに疑問がある。幾つかの国の制度がそうであるように、さまざまな被害の補償を目的とした「被害者補償制度」があり、それを補う形で、労働災害保険などその他の社会保障制度があるというのが理想ではなからうか。そうでなければ、一九九四年に起こった「松本サリン事件」の被害者に、一年経っても労働災害補償も犯罪被害者給付金もおりなかったなどということが、今後も度々起こりかねない。

十 まとめ

以上、概観して来たように、世界の被害者政策とそれを支えている思想（特に、被害者の権利について）は、目まぐる

しく変わって来ている。法執行に対する満足感と信頼感は、近代法治国家にとって、極めて重要な課題であるだけに、「被害者」の視点は、今後の刑事政策の鍵を握ることになる。

ところで、今や「コストベネフィット」時代であり、新しい施策は、常に経済性を求められることになる。そこで、最後に、以上述べて来た各種の被害者政策を実施し運営して行くに当たって、その財源をどこに求めるべきかを考える必要がある。事実、既に実施に移している国々では、予算は膨大なものとなっている例もあり、わが国でそれだけの政策を運営してゆくためには、その政策の必要性もさることながら、予算の出所についての国民的理解を得なければならぬ。

欧米の被害者政策の予算を見ると、被害者補償金が大半を占める反面、その他の被害者のための援助にかける予算も相当増え続けている。警察・検察などの刑事司法制度の運用上増えた分については、格別の資料が公表されていないので、正確に把握することはできないが、機構改革をし、人員を増やしているので、そのための予算も相当なものと思われる。

被害者政策のための財源は、大きく二つに分けられるようである。国民一人一人（ないし各所帯ごと）一定の金額を負担させる方式と、犯罪者に負担させる方式である。特に、後者には、罰金の一部、押収ないし没収した物品を処分して得た金、保釈金、刑務作業から得た金などが含まれる。この方式は、原因者に負担させるという考え方が国民に理解され易いだけでなく、加害者からいろいろなお金を貰うのは気分的によくないといった被害者の感情にも合っており、今後、ますます拡張して行くものと思われる。

しかし、このような施策を考える際に、コストベネフィットの考え方をどこまで貫かねばならないのか、再考する必要がある。最近よく言われるように「水と安全はタダではない」のである。

- (1) Hans von Hentig, *The Criminal and His Victim*. Yale University Press, 1948. なお、ゲルド・フェルディナンド・キルヒホッフによると、被害者に対する政策論は、一九世紀末に遡る。G. F. Kirchhoff, *Victimology – History and Basic Concepts*. in: *International Debates of Victimology*, edited by WSV, 1994. pp. 1~81. を参照。
- (2) 被害者の人権宣言(40/34)は、一九八五年一月二十九日の国連総会で採択された。宮澤浩一「社会の多様化と犯罪被害者」法律のひろば三八巻一一号、一九八五年、二四―三二頁参照。また、同宣言の翻訳は、現代のエスプリ三三六号、一七〇頁、二二―頁、二二〇頁に掲載。「被害者の人権宣言」を更に確実にするために、国連の経済社会理事会は、その後も、一九八九年五月、一九九〇年五月と討議を続け、一九九三年五月にはスペインのオニャティでワークショップを行ない、「オニャティ・レポート」をまとめている。また、一九九五年七月の経済社会理事会では、宣言の実施要項としてのマニュアルと国際レベルでの基準づくりが必要であるということになり、そのための専門家会議が一九九五年十二月にウィーンで開催され、日本からは諸澤が参加した。
- (3) 犯罪被害者実態調査研究会は、刑事法・被害者学・社会心理学・社会学などの研究者二六名によって組織された。その研究成果の一端は、「犯罪被害者の実態調査報告書」として一九九五年三月に委託元である財団法人犯罪被害救援基金から出ている。
- (4) Marlene A. Young, *Crisis Intervention*. in: *The Road to Victim Justice: Mapping Strategies for Service*. April 15, 1993.
- (5) 諸澤英道「被害者感情を好転させる要因・悪化させる要因」現代のエスプリ三三六号「犯罪被害者―その権利と対策―」一九九五年七月、七〇頁。
- (6) 犯罪被害少年への支援と警察・ボランティアの役割を考える場として、社団法人全国少年補導員協会と財団法人社会安全研究財団の主催、警察庁などの後援で「少年問題シンポジウム」が一九九五年二月一日に東京・芝のa b cホールで開催され、この種のシンポジウムとしてはめずらしく活発な議論がたたかわされた。なお、当日の様子は、一九九五年二月二日の毎日新聞二二―二三頁に収録されている。
- (7) 水戸被害者援助センターは、日本の本格的被害者援助機構を目指して、一九九五年七月二二日に、荒川誠司、上見幸司、J・ドゥシッチ、富田信穂、長井進、中島聡美、諸澤英道の七名によって設立された。アメリカのNOVA(全米被害者援助機構)を参考にし、①情報提供、②危機介入、③関係機関への紹介、④カウンセリング、⑤サポートグループの組織と支援

を主たる任務としている。初代会長は、後藤武一郎（茨城新聞社会長）で、顧問に橋本昌（茨城県知事）、宮澤浩一（日本被害者学会理事長）、大須賀発蔵（人間関係研究所所長）、関正夫（茨城県社会福祉協議会会長）がいる。

(8) Jousen, M., *The Role of the Victim in European Criminal Justice Systems. A Crossnational Study of the Victim*. Helsinki Institute for Crime Prevention and Control, pp. 182 ff.

(9) Morosawa, H., *Recent Trends of Victimological Studies in Japan—mainly introducing 2 big research projects—*, presented to *The President's Plenary in the 8th International Symposium on Victimology*. August 1994, Adelaide, Australia. なお、諸澤英道「被害者感情を好転させる要因・悪化させる要因」現代のエスプリ三三三六号七四頁以下も参照。

(10) Schädlar, W., *The Situation of Crime Victims in the Federal Republic of Germany*.

(参考文献)

諸澤英道『被害者学入門・第二版』（一九九三年、成文堂）

諸澤英道編『現代のエスプリ』三三三六号（一九九五年、至文堂）

宮澤浩一・諸澤英道「犯罪被害者の権利—第七回国連犯罪防止会議に向けて—」『法学研究』五七巻一一号（一九八四年）一四〇頁。

宮澤浩一「被害者学事始め」『時の法令』一二五七〜一二四四号（一九八五〜一九八八年）

奥村正雄「イギリスの刑事手続における犯罪被害者の保護」『刑法雑誌』二九巻二号（一九八八年）二八一〜三二五頁。

野間禮二「わが国の刑事手続における犯罪被害者の保護」『松山大学論集』一卷四号（一九八九年）一頁以下。

河合幹雄「アメリカにおける被害者の権利運動—その主張と背景—」(1)(2)『法学論叢』一二五巻五号六二〜八四頁および一二六巻三三六〜八五頁。

田口守一「刑事訴訟法における被害者の地位」(1)(2)『愛知学院大学法学研究』三三巻一〜二号および三三巻三三三号。

富田信穂「アメリカ合衆国における犯罪被害者の保護—各州における立法を中心として—」『慶應義塾大学法学部開設一〇〇周年記念論文集』（一九九〇年）三六九〜三九七頁。

小木曾綾「犯罪被害補償制度」『被害者学研究』二号（一九九三年）二五〜四一頁。

- 岡上雅美「性的虐待の被害者たる子供の法廷外供述の採用とアメリカ合衆国憲法修正6条の対質条項」早稲田大学比較法研究所編『比較法学』第二七巻二号（一九九四年）五一～七一頁。
- 瀬川晃「日本の被害者学の現状と展望―性犯罪被害研究を基点として―」『同志社法学』二三九号（一九九五年）一一二五頁。
- 朴元奎「アメリカ合衆国における高齢者被害―実態、原因、そして対策―」立山龍彦編『高齢化社会の法的側面』東海大学出版会（一九九五年）九一―一三五頁。
- 藤本哲也「アメリカにおける伝統的被害者学批判としての急進的被害者学」『法学新報』第一〇一卷七号（一九九五年）一六三～一八五頁。
- M. C. Bassiouni, *International Protection of Victims*, 1988, Association Internationale De Droit Pénal.
- A. J. Lurigio, W. G. Skogan & R. C. Davis, *Victims of Crime*, 1990, Sage.
- D. Greer, *Compensation for Criminal Injuries*, 1991, Sweet & Maxwell.
- M. Wrights, *Justice for Victims and Offenders: a restorative response to crime*, 1991, Open University Press, Milton Keynes.
- M. L. Grill and R. L. Mawby, *Volunteers in the Criminal Justice System: A comparative study of probation, police and victim support*, 1990, Open University Press.